

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

景観行政団体である湖南市に、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 28 条の規定に基づき事務処理についての協議を行ったところ、屋外広告物法第 3 条から第 5 条まで、第 7 条および第 8 条の規定に基づく広告物の表示の禁止等の条例の制定および改廃に関する事務の全部を同市において処理したいとの申出があったことから、滋賀県屋外広告物条例（昭和 49 年滋賀県条例第 51 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 屋外広告物法第 3 条から第 5 条まで、第 7 条および第 8 条の規定に基づく条例の制定および改廃に関する事務を新たに湖南市が処理することとします。（第 29 条の 2 関係）

(2) その他

ア この条例は、規則で定める日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

ウ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

議第 156 号

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 29 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例

滋賀県屋外広告物条例（昭和 49 年滋賀県条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条の 2 第 1 項および第 2 項中「野洲市」の右に「、湖南市」を加える。

付 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

別表(9)の項中「、湖南市」を削り、同表(9)の 2 の項中「野洲市」の右に「、湖南市」を加える。

滋賀県屋外広告物条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第29条 省略</p> <p>(景観行政団体等である市町が処理する事務の範囲)</p> <p>第29条の2 法第28条の規定により、法第3条から第5条まで、第7条および第8条の規定に基づく条例の制定および改廃に関する事務で彦根市、長浜市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、高島市および米原市の区域に係るものは、それぞれこれらの市が処理することとする。</p> <p>2 第3条から第6条までおよび第8条から第22条までの規定は、彦根市、長浜市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、高島市および米原市の区域内においては、適用しない。</p> <p>第30条以下 省略</p>	<p>第1条～第29条 省略</p> <p>(景観行政団体等である市町が処理する事務の範囲)</p> <p>第29条の2 法第28条の規定により、法第3条から第5条まで、第7条および第8条の規定に基づく条例の制定および改廃に関する事務で彦根市、長浜市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、<u>湖南市</u>、高島市および米原市の区域に係るものは、それぞれこれらの市が処理することとする。</p> <p>2 第3条から第6条までおよび第8条から第22条までの規定は、彦根市、長浜市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、<u>湖南市</u>、高島市および米原市の区域内においては、適用しない。</p> <p>第30条以下 省略</p>

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

旧		新	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(9) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）ならびに滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号。以下この項において「条例」という。）および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ニ 省略	近江八幡市、栗東市、湖南市、東近江市および町	(9) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）ならびに滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号。以下この項において「条例」という。）および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ニ 省略	近江八幡市、栗東市、東近江市および町
(9)の2 屋外広告物法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～オ 省略	彦根市、長浜市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、高島市および米原市	(9)の2 屋外広告物法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～オ 省略	彦根市、長浜市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、 <u>湖南市</u> 、高島市および米原市